

第百二十六回国会
衆議院
環境委員会
議 録 第 五 号

平成五年三月九日(火曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 原田昇左右君

理事 青木 正久君

理事 高橋 一郎君

理事 持永 和見君

理事 馬場 昇君

理事 小坂 憲次君

理事 武村 正義君

理事 前田 武志君

理事 谷津 義男君

理事 岩垂壽喜男君

理事 小岩井 清君

理事 時崎 雄司君

理事 寺前 巖君

出席國務大臣

國務大臣 林 大幹君

(環境庁長官)

出席政府委員

環境庁長官官房 森 仁美君

環境庁企画調整 局長 八木橋博夫君

環境庁企画調整 局長 松田 朗君

環境保健部長 室長 西川 義昌君

委員外の出席者

環境委員会調査 室長 西川 義昌君

委員の異動

三月九日

柳本 卓治君

小川 国彦君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

同日

補欠選任

小坂 憲次君
小岩井 清君
柳本 卓治君
小川 国彦君

三月二日

水俣病問題の早期解決に関する請願(渡瀬憲明君紹介)(第三九一号)

は本委員会に付託された。

本日(火曜日)に付した案件

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

○原田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る二月二十六日終了いたしました。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○原田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○原田委員長 次に、ただいま議決いたしました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して、説明にかえさせていただきます。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 大気汚染の影響による健康被害を予防することの重要性にかんがみ、基金への拠出が確実に行われるよう、引き続き適切な措置を講ずること。

二 既認定患者に対する認定更新等に当たっては、その保護に欠くことのないよう配慮するとともに、治療によって制度を離脱した者についても、フォローアップに努めること。

三 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、その健康影響に関する科学的知見が十分でない現状にかんがみ、調査研究を早急に推進するとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

四 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、地方公共団体から指摘されている状況を見て、改善は大幅に遅れており、早急に環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。

五 大気汚染の発生源として近年、自動車等の移動発生源がその寄与度を高めていることから、自動車による大気汚染を改善するための

総合的な自動車公害対策を推進すること。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○原田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○原田委員長 起立総員。よって、細田博之君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。環境庁長官。

○林(大)國務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

どうもありがとうございます。

○原田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○原田委員長 次に、内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。環境庁長官。

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

小岩井 清君

環境事業団法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○林(大)國務大臣 このたび政府から提出いたしました環境事業団法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日の環境問題の解決のためには、国、地方公共団体にとどまらず、国民、企業等の民間の役割が不可欠であります。とりわけ、地球環境保全の観点からは、開発途上地域における環境の保全に取り組む草の根の環境協力や、幅広い国民の参加による足元からの行動を進めるための民間団体の活動が極めて重要であり、国としても、これらの活動を積極的に支援していくことが喫緊の課題となっております。

今回の改正は、このような観点から、内外の民間団体が行う環境の保全に関する活動の一層の振興を図るため、環境事業団に地球環境基金を設け、民間団体が行う活動に対し、助成その他の支援を行うためのものであり、その内容の概要は、次のとおりであります。

第一に、環境事業団の目的に、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務を行うことを追加することとしたしております。

第二に、同事業団の業務に、次の業務を追加することとしたしております。

その一は、民間団体、すなわち民間の発意に基づく非営利の団体が行う活動で、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものに対し、助成を行うこととあります。具体的助成の対象につきましては、(一)本邦内の民間団体が開発途上地域における環境の保全を図るために行う活動、(二)本邦以外の民間団体が開発途上地域における環境の保全を図るために行う活動、(三)本邦内の民間団体が本邦内においてその環境の保全を図るために行う活動で、それぞれ政令で定める要件に該当するものとしております。

その二は、前述した民間団体の活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこととあります。

第三に、同事業団は、前述した業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために地球環境基金を設け、政府の出資金と政府以外の者の出資金をもってこれに充てることとしております。

第四に、主務大臣の規定の整備その他の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○原田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

環境事業団法の一部を改正する法律案

環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を行うとともに」を削り、「を行うほか、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。))に、「行い」を「行うとともに」に、民間団体が「行う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務を行い」に改める。

第三条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十八条の二第一項の地球環境基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第十八条第一項第七号中「開発途上にある海外の地域」を「開発途上地域」に改め、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

加える。

八 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成を行うこと。

イ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 本邦以外の地域に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

九 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

第十八条の二中「前条第一項第七号」の下に「から第九号まで」を加え、「関係の行政機関その他の」を「外務省その他の関係行政機関その他関係する」に改める。

第二十條第一項中「環境庁長官、厚生大臣、通商産業大臣及び建設大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十四条の二 事業団は、第十八条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分

し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(地球環境基金)

第二十八條の二 事業団は、第十八条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために地球環境基金(以下「基金」という。)を設け、第三條の二第二項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 事業団は、次に掲げる方法によるほか、基金を運用してはならない。

一 前条各号に掲げる方法

二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

第三十四條第一項中「通商産業大臣」を「農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣」に改め、同条第三項中「環境庁長官、厚生大臣、通商産業大臣及び建設大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生大臣、通商産業大臣及び建設大臣」を「及び主務大臣」に改め、同条第五項中「通商産業大臣」を「農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣」に改める。

第三十五條第一項に次の一号を加える。

七 第十八条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、環境庁長官、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣

第三十八條第四号中「金裕金」の下に「運用し、又は第二十八條の二第二項の規定に違反して基金を」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(農林水産省設置法の一部改正)

第三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「農水産業協同組合貯金保険機構」を「環境事業団、農水産業協同組合貯金保険機構」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 環境事業団に関すること。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第五条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の四を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十五号中「新東京国際空港公団」の下に「環境事業団」を加える。

理由

内外の民間団体が行う環境の保全に関する活動の一層の振興を図るため、環境事業団に地球環境基金を設け、これらの民間団体が行う活動に対する助成その他その活動の支援のために必要な業務を行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年三月十七日印刷

平成五年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局